

局再編成に伴う常任委員会等の見直し

1 趣 旨

第1回市会定例会において、「市第102号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正」が予算関係議案として提出され、令和6年3月25日の予算第二特別委員会における採決の結果、原案可決と決定した。

本議案は、令和6年4月1日からの局再編成について提案するものであり、令和6年3月26日の本会議で議決される見込みであることから、横浜市会委員会条例及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正を同日中に行う必要があるため、これらの改正案について運営理事会で協議した。

2 局再編成の概要

(1) 都市の持続可能性、魅力あるまちづくりに向けた環境政策の推進

- 温暖化対策統括本部・環境創造局の再編
- 都市整備局、道路局から一部事業を移管
- ①脱炭素・GREEN×EXPO推進局、②みどり環境局、③下水道河川局の3つの新局を設置

(2) 3つの市政方針を推進する組織体制の構築と施策の効果的な推進に向けた組織・業務移管

- 政策局から④政策経営局への名称変更、政策局政策部の再編
- 施策の更なる効果的な推進に向けた組織・業務移管
(大学調整課：政策局→総務局、基地対策課：政策局→都市整備局)

3 常任委員会の見直し

(1) 見直しに当たっての考え方

- 詳細かつ効率的に審査を行うため、委員会数は現行どおり8委員会とする。
- 従前の委員会との継続性を考慮し、変更は最小限とする。
- 委員会の所管局は、各局の所管事項の関連性を考慮する。また、各委員会の審査時間を平準化することを基本とする。
- ①②③の新局は「都市の持続可能性、魅力あるまちづくりに向けた環境政策の推進」という点で互いに関連性があり、特に①②は関係が深く、できる限り同一の委員会にまとめる。

(2) 理事会協議結果（令和6年3月25日運営理事会）

現行	見直し後
政策・総務・財政	<u>政策経営</u> ・総務・財政
国際・経済・港湾	国際・経済・港湾
市民・にぎわいスポーツ文化・消防	市民・にぎわいスポーツ文化・消防
こども青少年・教育	こども青少年・教育
健康福祉・医療	健康福祉・医療
温暖化対策・環境創造・資源循環	<u>脱炭素・GREEN×EXPO推進</u> ・ <u>みどり環境</u> ・資源循環
建築・都市整備・道路	建築・都市整備・道路
水道・交通	<u>下水道河川</u> ・水道・交通

4 予算・決算特別委員会の見直し

(1) 現行

- 市会運営委員会申し合わせ・確認事項：「各委員会の局別審査は、それぞれ5日間」
- 5日間×2委員会×2枠（前半・後半）＝20枠を各局・統括本部の審査に割当

委員会	第一委員会	第二委員会
現行	国際、経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、〔医療・医療局病院経営本部〕、建築、都市整備、道路 計10枠	政策、〔総務・デジタル統括本部〕、〔財政・行政委員会〕、市民、にぎわいスポーツ文化、消防、〔温暖化対策統括本部・環境創造〕、資源循環、水道、交通 計10枠



局再編後 〔常任 見直し後〕	国際、経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、〔医療・医療局病院経営本部〕、建築、都市整備、道路 計10枠	政策経営、〔総務・デジタル統括本部〕、〔財政・行政委員会〕、市民、にぎわいスポーツ文化、消防、 <u>脱炭素・GREEN</u> ×EXPO推進、みどり環境、資源循環、 <u>下水道河川</u> 、水道、交通 計12枠
----------------------	--	--

⇒局再編成により2枠増

(2) 見直しに当たっての考え方

- 第一委員会と第二委員会の枠数を均等にする。（各11枠とする。）
- 従前の委員会との継続性を考慮し、変更は最小限とする。
- 1局当たりの審査時間を現行どおり（各局半日ずつ）確保する。

(3) 理事会協議結果（令和6年3月25日運営理事会）

- 審査日数を各5.5日とし、局別審査最終日（第六日）を以下のとおり開催する。

第一委員会：午前10時～（終了見込 午後1時～1時30分頃）

第二委員会：午後2時～（終了見込 午後5時～5時30分頃）

- 局別審査最終日の各委員会の会派持時間は現行の会派持時間×1/2（端数切上）とする。

- 所管局の割振りは以下のとおりとする。

網掛：変更箇所

委員会	第一委員会	第二委員会
見直し後	国際、経済、港湾、健康福祉、〔医療・医療局病院経営本部〕、 <u>脱炭素・GREEN</u> ×EXPO推進、みどり環境、資源循環、建築、都市整備、道路 計11枠	政策経営、〔総務・デジタル統括本部〕、〔財政・行政委員会〕、市民、にぎわいスポーツ文化、消防、 <u>こども青少年、教育委員会、下水道河川</u> 、水道、交通 計11枠

5 例規改正

- 常任委員会等の見直しに伴い必要な例規改正を行う。（対象：委員会条例、運営申合せ）
- 横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の施行日である令和6年4月1日を施行日とする。
- 横浜市会委員会条例の附則に必要な経過措置を規定する。

- ・現行の正副委員長・委員は改正後の委員会の正副委員長・委員に選任されたものとみなす。
- ・継続審査中の案件は改正後の委員会に付議された案件とみなす。